ロ　商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ・ニ　［略］

16　「【手数料の表示】」の欄は、備考14の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

17～19　［略］

様式第21（第20条関係）

【書類名】　書換登録申請書
【整理番号】
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【商標登録の登録番号】
【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】
　【第　類】
　【指定商品】
【書換登録申請者】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【提出物件の目録】

ロ　商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ・ニ　［略］

16　「【手数料の表示】」の欄は、備考14の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

17～19　［略］

様式第21（第20条関係）

【書類名】　書換登録申請書
【整理番号】
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【商標登録の登録番号】
【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】
　【第　類】
　【指定商品】
【書換登録申請者】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【代理人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【提出物件の目録】